

大分県地域防災計画 新旧対照表

【風水害等対策編】

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部

改正前	改正後
<p>風水害等対策編 第1部 総則</p> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(6) 九州経済産業局</p> <p>イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。</p> <p>ロ 被災した<u>商工業、鉱業の事業者</u>に対する融資あっ旋に関すること。</p> <p>ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、大分川ダム工事事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所)</p> <p>イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。</p> <p>ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。</p> <p>ハ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。</p> <p>ニ 高潮、津波災害等の予防に関すること。</p> <p>ホ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること</p> <p>ヘ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。</p> <p>(13) 九州総合通信局</p> <p>イ 非常通信体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。</p> <p>ハ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸し出しに関すること。</p> <p>ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。</p> <p>ホ 非常通信の統制、管理に関すること。</p> <p>ヘ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。</p>	<p>風水害等対策編 第1部 総則</p> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(6) 九州経済産業局</p> <p>イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。</p> <p>ロ 被災した<u>中小企業等</u>に対する融資あっ旋に関すること。</p> <p>ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 九州地方整備局(別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、大分川ダム工事事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国川河川事務所、<u>延岡河川国道事務所</u>)</p> <p>イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。</p> <p>ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。</p> <p><u>(ただし延岡河川国道事務所は管理及び防災に関すること)</u></p> <p>ハ <u>直轄高速自動車国道(東九州自動車道(佐伯IC～宮崎県境))の管理及び防災に関すること。</u></p> <p>ニ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。</p> <p>ホ 高潮、津波災害等の予防に関すること。</p> <p>ヘ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること</p> <p>ト その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。</p> <p>(13) 九州総合通信局</p> <p>イ 非常通信体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。</p> <p>ハ 災害時における通信機器、<u>移動電源車及び臨時災害放送局用機器</u>の貸出しに関すること。</p> <p>ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。</p> <p>ホ 非常通信の統制、管理に関すること。</p> <p>ヘ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第1部

改正前	改正後
<p>5 指定公共機関</p> <p>(12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）</p> <p>イ 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事</p> <p>(イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。 (ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事。 (ニ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関する事。 (ホ)為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事。 (ヘ)通信病院による医療救護活動に関する事。 (ト)簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関する事。</p> <p>ハ その他防災に関し、<u>郵政局</u>の所掌すべき事。</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>(12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）</p> <p>イ 災害時における郵政事業運営の確保に関する事。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。</p> <p>(イ)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。 (ロ)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。 (ハ)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事。 (ニ)被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関する事。</p> <p>(ホ)ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関する事。 (ヘ)削除 (ト)削除</p> <p>ハ その他防災に関し、<u>日本郵便株式会社</u>の所掌すべき事。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第1章 災害予防の基本方針等（略） 第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業（略） 1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村） （1）治山事業の現況 本県の森林面積は、449,162ha で県土の71%を占め、うち民有保安林は17,736haでその80%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、5%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は6,756箇所あり、山腹崩壊危険地区は2,644箇所、地すべり危険地区は108箇所、崩壊土砂流出危険地区は4,004箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>（2）治山事業の基本方針 本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（H21～H25）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。</p> <p>（3）治山事業の実施 イ 山地治山 ロ 水土保全治山 現在県下には、山地災害危険地区が6,756箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ハ・ニ（略）</p>	<p>第1章 災害予防の基本方針等（略） 第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業（略） 1 治山事業（九州森林管理局、農林水産部森林保全課、市町村） （1）治山事業の現況 本県の森林面積は、448,372ha で県土の71%を占め、うち民有保安林は120,058ha でその79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、4%がその他となっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が県下に配備されている。また、山地災害危険地区は6,901箇所あり、山腹崩壊危険地区は2,701箇所、地すべり危険地区は110箇所、崩壊土砂流出危険地区は4,090箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業を実施している。</p> <p>（2）治山事業の基本方針 本県は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年多発している。また、県土の急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足は今後とも拡大するものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい県土」作りを目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（H31～H35）に基づき、県長期総合計画の一環として積極的に推進する。</p> <p>（3）治山事業の実施 イ 山地治山 ロ 水土保全治山 現在県下には、山地災害危険地区が6,901箇所存在するが、都市部、人口過密地帯の安全を図るため、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。</p> <p>ハ・ニ（略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>ホ 保安林整備 県下に配備されている約 117,736ha の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。</p> <p>へ (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村)</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針 このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、<u>地震</u>に伴う災害防止に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施</p> <p>イ <u>要配慮者利用施設、防災拠点、緊急避難場所(避難地)、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施することにより、災害に備える。</p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>へ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難態勢の整備を支援する。</p> <p>3 河川改修事業(九州地方整備局、土木建築部河川課、公園・生活排水課、市町村)</p> <p>(略)</p>	<p>ホ 保安林整備 県下に配備されている約 120,058ha の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。また、近年、森林とのふれあいに対する県民の要望に応えるため、生活環境保全林整備等を行う。</p> <p>へ (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業(九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村)</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針 このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、<u>風水害等</u>に伴う土砂災害防止に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施</p> <p>イ <u>重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、<u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。</u></p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>へ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。</p> <p>3 河川改修事業(九州地方整備局、土木建築部河川課、公園・生活排水課、市町村)</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>4 砂防事業(九州地方整備局、土木建築部砂防課、市町村)</p> <p>(1) 砂防事業の現況</p> <p>本県は、面積の約70%が山地で占められ、風光明媚な火山性高原やリアス式海岸等が拡がり、国・公立公園地域を形成し、四季おりおりの美しい景観を呈している。地質構造は、本州・四国からの中央構造線に連なる臼杵～八代線と、仏像構造線に連なる津井～木浦線とに区別され、領家帯、秩父帯、四万十帯、三波川帯の四帯を成しており、多彩な地形・地質を示している。従って、地勢は著しく脆弱化が進み、山腹崩壊や地すべり災害発生の素因となっている。</p> <p>これらの土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流で5,125箇所、地すべり危険箇所で222箇所、急傾斜地崩壊危険箇所で14,293箇所と多く、この総数は全国的にも多い県となっている。このため、土砂災害防止施設の整備は、災害発生箇所などの危険度の高い箇所や要配慮者利用施設、防災拠点といった人命を守る効果の高い箇所に重点を置いて進めている。</p> <p>(2) 砂防事業の基本方針</p> <p>山地は水源かん養の地である反面、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、溪岸の侵食等の現象による土砂生産の根源でもある。これらのがけ崩れや、地すべり等に伴って発生する土石流の直撃による直接土砂災害や流出土砂による河床上昇、洪水氾濫等の間接土砂災害から県民の生命・財産及び生活環境、自然環境を守るため、砂防設備及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。また、このようなハード対策とともに土砂災害警戒区域等の指定や災害関連情報の提供、啓発活動といったソフト対策も積極的に推進する。</p> <p>(3) 砂防事業の実施</p> <p>イ 通常砂防事業</p> <p>通常砂防事業は、重要水系における土砂対策、山間集落及び都市周辺の土石流対策等に重点をおいて、砂防えん堤工等の整備を行う。また、国・公立公園内や歴史的遺産を保存する地域においては、自然環境や景観に配慮した</p>	<p>4 砂防関係事業(九州地方整備局、土木建築部砂防課、市町村)</p> <p>(1) 砂防関係事業の現況</p> <p>本県は、面積のうち山林が約70%を占め、風光明媚な火山性高原やリアス式海岸等が拡がっている。また、地質構造は、本州・四国からの中央構造線に連なる臼杵～八代線と、仏像構造線に連なる津井～木浦線により区別され、領家帯、秩父帯、四万十帯、三波川帯の四帯を成しており、多彩な地形・地質を呈している。</p> <p>このため、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある箇所が約2万箇所と非常に多く、梅雨前線や台風などの出水期を中心に多くの土砂災害が発生している。</p> <p>しかし、土砂災害による被害を防止する砂防えん堤など砂防施設の整備状況は、対策が必要な危険箇所の約30%となっており、引き続き、砂防関係事業を推進する必要がある。</p> <p>(2) 砂防関係事業の基本方針</p> <p>土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)から住民の生命や財産を守るため、「砂防えん堤」などのハード対策と「警戒避難体制の強化や土地利用規制」などのソフト対策の両輪で総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>ハード対策では、重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。</p> <p>ソフト対策では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害に関する防災情報の提供や、防災教育等の啓発活動を実施する。</p> <p>(3) 砂防関係事業の実施</p> <p>イ 砂防事業</p> <p>土石流による被害を防止するため、土石流危険渓流等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><u>砂防設備の整備を行う。</u></p> <p>ロ 火山砂防事業 大分県は、火山地域(火山地、火山麓)が、大分県総面積の 54%を占めており、全国でも有数の火山県である。この火山地域は、土砂生産が活発な荒廃地域であり、特に土石流が発生しやすい地域であるため、火山砂防事業にて砂防設備の整備を行う。</p> <p>ハ 地すべり対策事業の実施 県内各地に分布する地すべり区域について、地質構造の調査や地下水位の測定、地すべりの兆候などについて観測を行い、その結果に基づき、横ボーリング工や集水井戸等による地下水排水工、表面水路工、杭打工等の地すべり対策工事を実施する。</p> <p>三 急傾斜地崩壊対策事業の実施 集中豪雨の際、崩壊を起こす危険が大きい急傾斜地については、主として擁壁工により崩壊を防止するとともに、崩壊誘因の地表及び地下水を排除する等の防止工事を実施する。</p> <p>ホ 特定緊急砂防事業及び特定緊急地すべり対策事業 土石流又は、地すべり等により人的被害、家屋被害が発生した一定の地区において、再度災害を防止するため、災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内(3カ年)に緊急に施設整備を行う。</p> <p>ヘ 総合流域防災事業 土砂災害対策の施設整備(砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備)や災害関連情報の提供等のソフト対策(情報基盤整備、土砂災害情報共有システム整備、砂防基礎調査等)を行う。</p> <p>ト 災害関連緊急砂防事業 当該年度発生の風水害等により、水源地帯に崩壊が発生又は拡大し、生産された土砂及び流木が溪流に堆積し、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂災害を及ぼすおそれのある場合緊急に実施する。</p> <p>チ 災害関連緊急地すべり対策事業 当該年度発生の風水害等により、新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合、緊急に実施する。</p>	<p>削除</p> <p>ロ 地すべり対策事業 地すべりによる被害を防止するため、地すべり危険箇所等において、地質構造の調査や地下水位の測定などを行い、水抜きボーリング工や集水井工、杭工などの地すべり防止施設を整備する。</p> <p>ハ 急傾斜地崩壊対策事業 がけ崩れによる被害を防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所等において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。</p> <p>削除</p> <p>三 総合流域防災事業 既存砂防施設の改築や土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査、防災情報を提供する情報基盤システムを整備する。</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>リ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 当該年度発生の風水害等により崩壊の発生した急傾斜地において、放置すれば次期降雨等により人命財産等に多大の被害を及ぼすおそれがある高さ10m以上、人家5戸以上の箇所について緊急に実施する。</p> <p>ヌ 砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施 <u>土石流等により激甚な土砂災害の発生した地域のうち、指定基準に該当する一連地区の荒廃溪流に対し再度災害を防止するため、一定計画に基づき、一定期間内に緊急に砂防えん堤等の砂防設備の整備を行う。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農地防災事業の実施</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ ため池等整備事業の実施 築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震・風水害等による災害を防止するために早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、用排水路等の新設又は改修と必要のなくなった農業用のため池の廃止をため池等整備事業等により実施する。<u>また、ため池の決壊に備え、ハザードマップの作成や防災情報伝達体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて推進する。</u></p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>11 新設</p>	<p>リ</p> <p>ヌ</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農地防災事業の実施</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ ため池等整備事業の実施 築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震・風水害等による災害を防止するために早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、用排水路等の新設又は改修と必要のなくなった農業用のため池の廃止をため池等整備事業等により実施する。<u>特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的に実施する。</u> また、<u>緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。</u></p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>11 <u>総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村)</u></p> <p>(1) <u>土砂災害対策事業の推進</u> <u>土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
	<p>区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>イ 砂防事業等の実施</p> <p>土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。</p> <p>ロ 土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所の周知等</p> <p>(イ) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。</p> <p>(ロ) 市町村は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。</p> <p>(ハ) 市町村は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険箇所についてもその危険性を住民に周知する。</p> <p>ハ 土砂災害警戒情報等の活用</p> <p>(イ) 大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。</p> <p>(ロ) 市町村は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。</p> <p>(ハ) 県及び市町村は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、市町村等防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。</p> <p>ニ 住宅の移転の促進</p> <p>県は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後																																				
<p>第2節 災害危険区域の対策 (略)</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 1 水害予防管理対策 (1)～(5) (略) (6) 洪水調節用ダムの維持管理 洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法(昭和39年法律第167号)のダムに関する特則のほか、当該ダムの操作規程等に従って操作管理を行うとともに、おおむね次の事項により整備点検を実施するものとする。</p> <p>(7) 農業用施設の維持管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>点検、手入箇所</th> <th>点検、回数</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ダム及び調整池</td> <td>えん堤</td> <td>毎日随時</td> <td>堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定</td> </tr> <tr> <td>池周辺、上下流</td> <td>随時</td> <td>崩壊、洗掘、その他河川の状態</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水門及び捲上機</td> <td>各部ボルト</td> <td>3か月に1回以上</td> <td>各部ボルトの弛緩の有無</td> </tr> <tr> <td>スピンドル、ワイヤー、その他</td> <td>月1回以上</td> <td>錆付、屈折、給油状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>農道、溜池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。 (略)</p>	種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容	ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態	水門及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況	<p>場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う。</p> <p>ホ 情報の収集、伝達、防災意識の普及 市町村は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する</p> <p>(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施 上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。</p> <p>第2節 災害危険区域の対策 (略)</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 1 水害予防管理対策 (1)～(5) (略) (6) 洪水調節用ダムの維持管理 洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法(昭和39年法律第167号)のダムに関する特則のほか、当該ダムの操作規程等に従って操作管理を行うとともに、おおむね次の事項により整備点検を実施するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>点検、手入箇所</th> <th>点検、回数</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ダム及び調整池</td> <td>えん堤</td> <td>毎日随時</td> <td>堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定</td> </tr> <tr> <td>池周辺、上下流</td> <td>随時</td> <td>崩壊、洗掘、その他河川の状態</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水門及び捲上機</td> <td>各部ボルト</td> <td>3か月に1回以上</td> <td>各部ボルトの弛緩の有無</td> </tr> <tr> <td>スピンドル、ワイヤー、その他</td> <td>月1回以上</td> <td>錆付、屈折、給油状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 農業用施設の維持管理 農道、溜池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。 (略)</p>	種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容	ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態	水門及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況
種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容																																		
ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定																																		
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態																																		
水門及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無																																		
	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況																																		
種別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容																																		
ダム及び調整池	えん堤	毎日随時	堤体の異常の有無 湧水及び漏水量の測定																																		
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態																																		
水門及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無																																		
	スピンドル、ワイヤー、その他	月1回以上	錆付、屈折、給油状況																																		

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(8) (略)</p> <p>(9) 砂防施設等の管理 「砂防法」により砂防指定地において行為の禁止、制限等を行い、また「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により地すべり防止区域内や急傾斜崩壊危険区域内においても、行為の制限等を行い、指定地内、区域内の砂防施設等の管理を行う。</p> <p>2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、<u>砂防課</u>、農林水産部農村基盤整備課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>3 <u>総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村)</u> (1) <u>土砂災害対策事業の推進</u> 土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。 イ <u>砂防事業等の実施</u> 土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。 ロ <u>土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所の周知等</u> (イ) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。 (ロ) 市町村は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) 砂防施設等の管理 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設は、その機能が適切に発揮されるよう、巡視点検を行い、必要に応じて施設の補修、改築を行う。また、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は、砂防法等の各根拠法令に基づき、指定地内、区域内における行為の禁止、制限等を行う。</p> <p>2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農村基盤整備課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>3 <u>削除</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><u>する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。</u></p> <p><u>(ハ) 市町村は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険箇所についてもその危険性を住民に周知する。</u></p> <p><u>ハ 土砂災害警戒情報等の活用</u></p> <p><u>(イ) 大分地方気象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報を関係市町村に提供する。</u></p> <p><u>(ロ) 市町村は、これらの土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。</u></p> <p><u>(ハ) 県及び市町村は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、市町村等防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。</u></p> <p><u>ニ 住宅の移転の促進</u></p> <p><u>県は、人命を土砂災害から保護するために住宅の移転が必要と考えられる場合は、各種制度を活用できるよう、関係部局で緊密な連絡、調整を行う</u></p> <p><u>ホ 情報の収集、伝達、防災意識の普及</u></p> <p><u>市町村は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する</u></p> <p><u>(2) 関係機関相互の連絡、調整の実施</u></p> <p><u>上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は、関係機関と協議を行うなど、十分な連絡、調整を図る。</u></p> <p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 防災調査研究の推進(防災関係機関、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>第4節～第6節 (略)</p> <p>第7節 防災調査研究の推進(防災関係機関、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)(略)</p> <p>1 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>2 防災調査研究の実施体制 防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。</p> <p>第8節 新設</p>	<p>2 防災調査研究の実施体制 防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。 防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。</p> <p>第8節 水災防止対策の実施（九州地方整備局、土木建築部河川課、市町村） 国土交通省、県及び市町村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、水位情報周知河川、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。</p> <p>1 洪水予報河川の指定 国土交通省又は県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じる恐れがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水の恐れがあるときは、大分地方気象台と共同で洪水予報を発表して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>2 洪水に関する水位情報周知河川の指定 県は、洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して、直ちに水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町等へ河川水位等の情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>3 水防警報河川の指定 国土交通省又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。</p> <p>4 洪水浸水想定区域の指定</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
	<p>国土交通省又は県は、洪水予報河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>また、県は、その他の河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>5 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置</p> <p>市町村は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市町村が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>また、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市町村地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、大規模工場の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、それぞれ作成し、訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置するよう努め、計画を作成し、又は自衛水防組織を設置したときは、遅滞なく市町村に報告する。</p> <p>6 洪水ハザードマップの作成・普及</p> <p>洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第9節 新設</p> <p>第3章 災害に強い人づくり (略)</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>1 自主防災組織の必要性 (略)</p>	<p>判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。</p> <p style="padding-left: 2em;">このことから、市町村において、これらの区域を「早期の避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">国土交通省及び県は、市町村による洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため必要な技術的支援を行うものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">第9節 減災対策協議会</p> <p style="padding-left: 2em;">大規模な浸水被害に備え、河川の水系・圏域単位で設けられている各減災対策協議会の構成機関(国、県、関係市町村、大分地方気象台等)は、相互に連携協力の上、減災のための目標を共有するとともに、地域の取組方針を再確認し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するとともに、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に取り組むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①山国川圏域大規模氾濫減災協議会 ②筑後川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 ③大分川・大野川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会 ④番匠川圏域大規模氾濫減災協議会 ⑤北部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会 ⑥東部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会 ⑦中部地区大規模氾濫に関する減災対策協議会 <p>第3章 災害に強い人づくり (略)</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>1 自主防災組織の必要性 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は平成29年4月1日時点で3,586組織、組織率は96.1%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成28年度実績で50.3%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>4 県の推進方針 (1)～(3) (略) (4) 市町村との連携強化 ・自主防災組織活性化支援センターの設置 ・追記 (5) (略) 5～8 (略)</p> <p>第2節 防災訓練 (略)</p> <p>1 訓練の種別 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関) (略) (1)～(5) (略) (6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 防災教育 (略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p>	<p>2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織の数は平成31年4月1日時点で3,612組織、組織率は97.3%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成30年度実績で79.3%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>4 県の推進方針 (1)～(3) (略) (4) 市町村との連携強化 ・自主防災組織活性化支援センターの設置 ・情報伝達手段の多様化、多重化への支援 (5) (略) 5～8 (略)</p> <p>第2節 防災訓練 (略)</p> <p>1 訓練の種別 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関) (略) (1)～(5) (略) (6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第3節 防災教育 (略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p>防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。</p> <p>なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p>イ 災害に関する知識</p> <p>ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>ハ 正確な情報入手の方法</p> <p>ニ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>ホ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流に関する知識</p> <p>ヘ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容</p> <p>ト 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 旅行者等の安全確保(企画振興部観光・地域局観光・地域振興課、市町村、観光施設管理者、自主防災組織)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>1 宿泊場所の確保 (市町村・企画振興部観光・地域局交通政策課・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p>防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。</p> <p>なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p>イ 災害に関する知識</p> <p>ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>ハ 正確な情報入手の方法</p> <p>ニ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて提供される5段階の警戒レベルに関する知識</p> <p>ホ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>ヘ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流に関する知識</p> <p>ト 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容</p> <p>チ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 旅行者等の安全確保(商工観光労働部観光局観光政策課、市町村、観光施設管理者、自主防災組織)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第6節 帰宅困難者の安全確保</p> <p>1 宿泊場所の確保 (市町村・企画振興部交通政策課・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>生活環境部防災局防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。<u>企画振興部観光・地域局交通政策課</u>は、代替交通機関の確保等についてJ R等の交通機関と検討を行う。</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化 (生活環境部防災局防災対策企画課)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実 (生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部河川課・砂防課)</p> <p>ハ 情報通信機器等の充実</p> <p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(ヘ) 通信手段の多重化</p> <p>大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重(複数)化を平常時から構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共情報コモンズ、県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。 ・県民安全・安心メールの登録を促進する。 ・追加 ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)を活用する。 ・ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。 ・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。 ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、市町村を含めて協力体制を検討する。 ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認す 	<p>(略)</p> <p>生活環境部防災局防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。<u>企画振興部交通政策課</u>は、代替交通機関の確保等についてJ R等の交通機関と検討を行う。</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化 (生活環境部防災局防災対策企画課)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実 (生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部河川課・砂防課)</p> <p>ハ 情報通信機器等の充実</p> <p>災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。</p> <p>(ヘ) 通信手段の多重化</p> <p>大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重(複数)化を平常時から構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共情報コモンズ、県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。 ・県民安全・安心メールの登録を促進する。 ・<u>おおいた防災アプリの利用を促進する。</u> ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)を活用する。 ・ツイッター、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。 ・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。 ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、市町村を含めて協力体制を検討する。 ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認す

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課) (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)</p> <p>地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結する等、今後とも以下の対策を講じることとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実</p> <p>官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 防災対策に関する専門研修等の実施</p> <p>災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。</p> <p>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p>	<p>る。</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課) (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)</p> <p>地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、<u>応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実</p> <p>官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 防災対策に関する専門研修等の実施</p> <p>災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し<u>実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 広域応援体制の強化</p> <p>被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。</p> <p>県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、<u>応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 物資、資機材の確保体制の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、<u>商工労働部</u>商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 広報体制の充実(企画振興部国際政策課・広報広聴課、福祉保健部障害福祉課)</p> <p>(略)</p> <p>(3) インターネットを活用した情報発信 災害等緊急時に__県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。</p> <p>イ 県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。</p> <p>ロ 県民安全・安心メール__登録を促進する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ハ</u> 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)を活用する。</p> <p><u>ニ</u> ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被</p>	<p>後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。</p> <p>予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3 物資、資機材の確保体制の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、<u>商工観光労働部</u>商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 広報体制の充実(企画振興部国際政策課・広報広聴課、福祉保健部障害福祉課)</p> <p>(略)</p> <p>(3) インターネットを活用した情報発信 災害等緊急時に<u>県民安全・安心メール</u>、<u>おおいた防災アプリ</u>、<u>県庁ホームページ</u>や、<u>ツイッター</u>、<u>フェイスブック</u>等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。</p> <p>イ 県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。</p> <p>ロ 県民安全・安心メール<u>の</u>登録を促進する。</p> <p><u>ハ</u> <u>おおいた防災アプリの利用を促進する。</u></p> <p><u>ニ</u> 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)を活用する。</p> <p><u>ホ</u> ツイッター、フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を促進する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)</p> <p>早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p>また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、企画振興部観光・地域局地域振興課・国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工労働部情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実</p> <p>イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の再点検</p> <p>ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導</p> <p>ハ 災害想定区域図及び浸水想定区域図等の資料提供により、市町村へハザードマップ作成の指導</p> <p>追記</p> <p>ニ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の指導</p> <p>ホ 要配慮者のための支援マニュアルの作成</p> <p>ヘ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進</p> <p>(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実</p> <p>要配慮者利用施設(主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設)について、市町村地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるよう、市町村の</p>	<p>害調査技術の向上を図るとともに、<u>り災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援の円滑化を図る。</u>また市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。</p> <p>また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、<u>企画振興部国際政策課</u>、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、<u>商工観光労働部観光局観光政策課</u>・情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、<u>公園・生活排水課</u>、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実</p> <p>イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の再点検</p> <p>ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導</p> <p>ハ 災害想定区域図及び浸水想定区域図等の資料提供により、市町村へハザードマップ作成の指導</p> <p>ニ <u>内水</u>のハザードマップについては、市町村が行う浸水実績や地形情報等を活用した内水浸水想定区域図の作成や浸水シミュレーションの実施を県が指導</p> <p>ホ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の指導</p> <p>ヘ 要配慮者のための支援マニュアルの作成</p> <p>ト 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進</p> <p>(3) 要配慮者利用施設等における防災体制の充実</p> <p>要配慮者利用施設(主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設)について、市町村地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるよう、市町村の</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>取組を支援する。</p> <p>イ <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、<u>商工労働部</u>工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置 災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、<u>全県統一の被災者台帳システムの導入に向けて、運用のルール等をあらかじめ検討する。</u></p> <p>第4節 救助物資の備蓄 (略)</p> <p>第5章 その他の災害予防 第1節 災害対策基金の確保 <u>災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源にあてるための基金の積立、運用等は、この節の定めるところによって実施するものとする。</u></p> <p>1～3 (略)</p>	<p>取組を支援する。</p> <p>イ <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、<u>商工観光労働部</u>工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置 災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、<u>県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、全市町村で統一した運用を図る。</u></p> <p>第4節 救助物資の備蓄 (略)</p> <p>第5章 その他の災害予防 第1節 災害対策基金の確保 <u>災害応急対策のための災害救助関係費用の財源にあてるための基金の積立、運用等は、この節の定めるところによって実施するものとする。</u></p> <p>1～3 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
4 新設	4 家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、地震保険制度等の周知に努める。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を<u>(追記)</u>収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。<u>(追記)</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供</p> <p>災害後の県民の生活安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、<u>インターネット</u>（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、マチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>イ 災害対策連絡室</p> <p>(イ) 設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る火口周辺警報を発表したとき</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等</p> <p>第1節 災害応急対策の基本方針</p> <p>1 迅速・的確な災害応急対策の遂行</p> <p>災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を<u>積極的に</u>収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。</u></p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供</p> <p>災害後の県民生活安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、<u>県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、</u>インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第1節 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生時における県の組織体制</p> <p>(1) 災害対策連絡室</p> <p>イ 災害対策連絡室</p> <p>(イ) 設置基準</p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表したとき（ただし、海上警報は除く。）</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る<u>火山の状況に関する解説情報（臨時）</u>又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したと</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>c. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>d. その他、特に必要と認めるとき (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) <u>主な設置基準</u></p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>b. 福岡管区気象台が<u>九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報</u>を発表したとき <u>(追記)</u></p> <p><u>c. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき</u></p> <p><u>d. その他、特に必要と認めるとき</u> (略)</p> <p>(3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (イ) <u>主な設置基準</u></p> <p>a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき</p> <p>b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>c. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p><u>d. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそ</u></p>	<p>き</p> <p><u>c. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき</u></p> <p><u>d. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき</u></p> <p><u>e. その他、特に必要と認めるとき</u> (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) <u>設置基準</u></p> <p>a. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>b. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報 <u>(噴火警戒レベル4)</u> を発表したとき</p> <p><u>c. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表したとき</u></p> <p><u>d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき</u></p> <p><u>e. その他、特に必要と認めるとき</u> (略)</p> <p>(3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (イ) <u>設置基準</u></p> <p>a. 大分地方気象台が特別警報を発表したとき</p> <p>b. 大分地方気象台が警報を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがあるとき</p> <p>c. 福岡管区気象台が九重山に係る噴火警報 <u>(噴火警戒レベル5)</u> を発表したとき</p> <p><u>d. 福岡管区気象台が鶴見岳・伽藍岳、又は由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
<p>れがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>e. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a～c (略)</p> <p>d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p>		<p>e. その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき</p> <p>f. その他、特に必要と認めるとき</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 組織・職制</p> <p>a～c (略)</p> <p>d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。</p>	
部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 <u>商工労働部長</u> 、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長	部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部防災局長、 <u>商工観光労働部長</u> 、農林水産部長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
<p>(二) f</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 災害時派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害時公衆衛生対策チーム (DHEAT) 等の派遣 (略) <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>		<p>(二) f</p> <p>【福祉保健医療部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 災害時派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)、<u>災害派遣福祉チーム (DCAT)</u> 等の派遣 (略) <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部 イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき ロ 組織</p>	<p>5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部 イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき ロ 組織</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部 イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき ロ 組織</p> <pre> graph TD BC[支部長 (事務所長)] --- DC[副支部長 (事・技副所長)] BC --- GA[総務班 (総務、経理、用地課)] BC --- I[調査班 河川(調査第一課) 道路(道路管理課)] BC --- RC[河川対策班 (河川管理課)] BC --- PR[広報班(品質確保課)] BC --- RD[道路対策班 (道路管理、工務、調査第二課)] BC --- WD[水防班 (佐伯出張所)] BC --- RO[道路班 (佐伯・竹田維持出張所)] GA --- GA1[庶務係] GA --- GA2[経理係] GA --- GA3[救護係] I --- I1[河川情報連絡係] I --- I2[道路情報連絡係] I --- I3[無線電話係] RC --- RC1[河川巡視係、河川災害対策係] PR --- PR1[広報係] RD --- RD1[道路災害対策係] WD --- WD1[連絡係] WD --- WD2[水防係] RO --- RO1[連絡係] RO --- RO2[水防係] </pre>	<p>(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部 イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき ロ 組織</p> <pre> graph TD BC[支部長 (事務所長)] --- DC[副支部長 (事・技副所長)] BC --- GA[総務班 (総務、経理、用地課)] BC --- I[調査班 河川(調査課) 道路(道路管理課)] BC --- RC[河川対策班 (河川管理課)] BC --- PR[広報班(地域防災調整官・建設専門)] BC --- RD[道路対策班 (道路管理、工務課)] BC --- WD[水防班 (佐伯出張所)] BC --- RO[道路班 (佐伯・竹田維持出張所)] GA --- GA1[庶務係] GA --- GA2[経理係] GA --- GA3[救護係] I --- I1[河川情報連絡係] I --- I2[道路情報連絡係] I --- I3[電気通信係] RC --- RC1[河川巡視係、河川災害対策係] PR --- PR1[広報係] RD --- RD1[道路災害対策係] WD --- WD1[連絡係] WD --- WD2[水防係] RO --- RO1[連絡係] RO --- RO2[水防係] </pre>

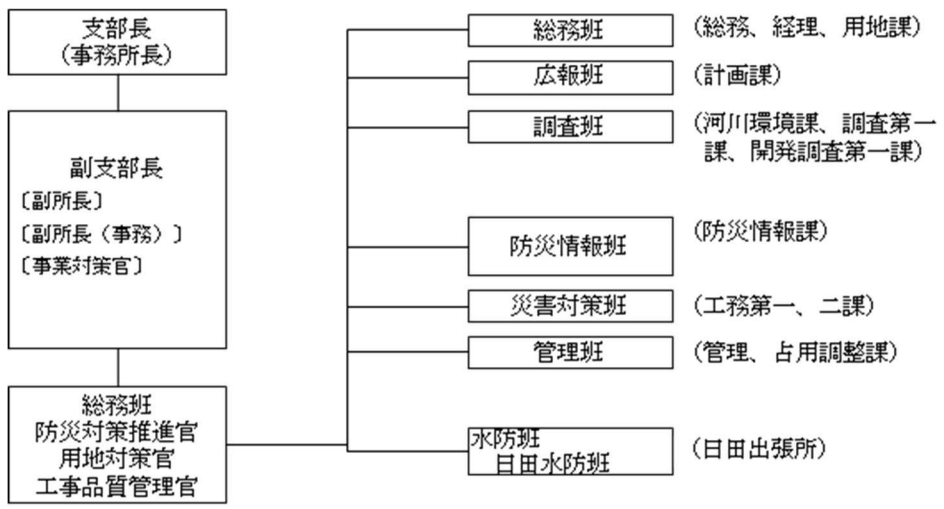
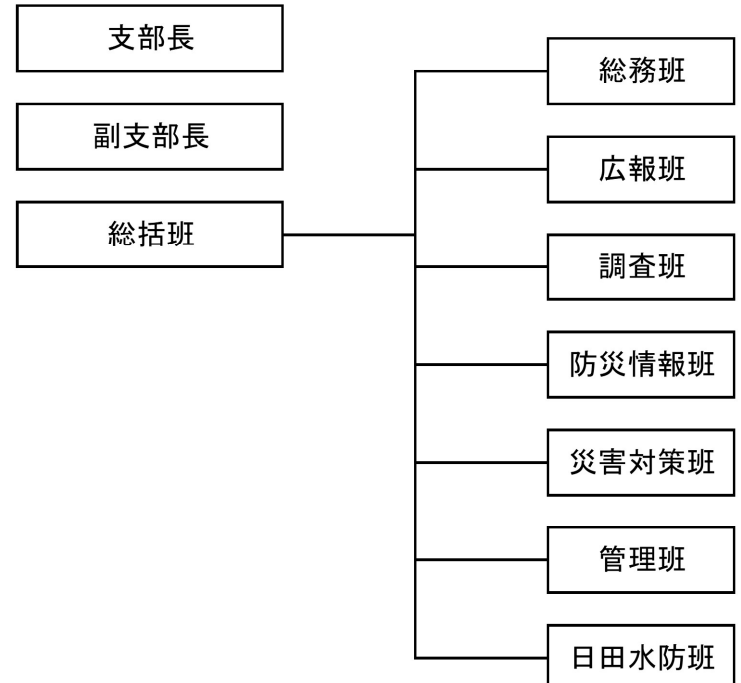
大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>新設</p>	<p>(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph LR Root[支部長 (事務所長)] --- S1[事務班 副支部長 (事務副所長)] Root --- S2[河川班 副支部長 (河川副所長)] Root --- S3[道路班 副支部長 (道路副所長)] S1 --- S1_1["【総務課】 課長 課長代行"] S1 --- S1_2["【経理班】"] S1 --- S1_3["【用地課】 課長 課長代行"] S2 --- S2_1["【電気通信班】 課長 課長代行"] S2 --- S2_2["【機械班】 課長 課長代行"] S2 --- S2_3["【河川管理班】 課長 課長代行"] S2 --- S2_4["【調査第一課】 課長 課長代行"] S2 --- S2_5["【工務第一課】 課長 課長代行"] S2 --- S2_6["【延岡出張所】 課長 課長代行"] S3 --- S3_1["【電気通信班】 課長 課長代行"] S3 --- S3_2["【機械班】 課長 課長代行"] S3 --- S3_3["【道路管理課】 課長 課長代行"] S3 --- S3_4["【工務第二課】 課長 課長代行"] S3 --- S3_5["【調査第二課】 課長 課長代行"] S3 --- S3_6["【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行"] S3 --- S3_7["【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行"] Root --- S4[監督官] S1_1 --- T1_1[総務課] S1_1 --- T1_2[総務課長 総務係長] S1_2 --- T1_3[総務課] S1_2 --- T1_4[建設専門官 専門官] S1_3 --- T1_5[用地課] S1_3 --- T1_6[用地課長 建設専門官] S2_1 --- T2_1[調査第一課 (電気通信係)] S2_1 --- T2_2[調査第一課長 専門職] S2_2 --- T2_3[工務第一課 (機械係)] S2_2 --- T2_4[工務第一課長 機械係長] S2_3 --- T2_5[河川管理課] S2_3 --- T2_6[河川管理課長 専門職] S2_4 --- T2_7[調査第一課 (電気通信係を除く)] S2_4 --- T2_8[調査第一課長 専門官] S2_5 --- T2_9[工務第一課 (機械係を除く)] S2_5 --- T2_10[工務第一課長 工務係長] S2_6 --- T2_11[延岡出張所] S2_6 --- T2_12[延岡出張所長 管理第二係長] S3_1 --- T3_1[調査第一課 (電気通信係)] S3_1 --- T3_2[調査第一課長 専門職] S3_2 --- T3_3[工務第一課 (機械係)] S3_2 --- T3_4[工務第一課長 機械係長] S3_3 --- T3_5[道路管理課] S3_3 --- T3_6[道路管理課長 上席専門職] S3_4 --- T3_7[工務第二課] S3_4 --- T3_8[工務第二課長 工務係長] S3_5 --- T3_9[調査第二課] S3_5 --- T3_10[調査第二課長 専門官] S3_6 --- T3_11[延岡国道維持出張所] S3_6 --- T3_12[延岡国道維持出張所長 管理第三係長] S3_7 --- T3_13[延岡高速道路維持出張所] S3_7 --- T3_14[延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長] S4 --- T4_1[監督官] </pre>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> 	<p>(4) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> 

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(4) 山国川河川事務所災害対策支部 イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき ロ 組織</p> <pre> graph TD BC[支部長 (事務所長)] --- DC[副支部長 (事・技副所長)] DC --- GA[総務班長 (総務課長)] DC --- RC[河川班長 (調査・品質確保課長) 副班長 (建設専門官)] DC --- RMC[河川管理班長 (管理課長) 副班長 (建設専門官)] DC --- DMC[ダム管理班長 (ダム管理課長)] DC --- ORC[現地対策班長 (中津出張所長)] GA --- GAO[総務課] RC --- RCO[調査・品質 確保課] RMC --- RMO[管理課] DMC --- DMO[ダム管理課] ORC --- ORO[中津出張所] </pre>	<p>(5) 山国川河川事務所災害対策支部 イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき ロ 組織</p> <pre> graph TD BC[支部長 (事務所長)] --- DC[副支部長 (事・技副所長) (事業対策官)] DC --- GA[総務班長 (総務課長)] DC --- RC[河川班長 (調査・品質確保課長) 副班長 (専門官 (土木))] DC --- RMC[河川管理班長 (管理課長) 副班長 (建設専門官)] DC --- DMC[ダム管理班長 (ダム管理課長) 副班長 (専門官)] DC --- ORC[現地対策班長 (中津出張所長)] GA --- GAO[総務課] RC --- RCO[調査・品質 確保課] RMC --- RMO[管理課] DMC --- DMO[ダム管理課] ORC --- ORO[中津出張所] </pre>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(5) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD A[支部長 (事務所長)] --- B[総務班長 (総務課長)] A --- C[運用班長 (管理課長)] D[副支部長 (副所長)] --- E[情報通信班長 (防災情報課長)] D --- F[松原ダム班長 (松原ダム管理支所長)] D --- G[下笠ダム班長 (下笠ダム管理支所長)] B --- H[総務課] C --- I[管理課] E --- J[防災情報課] F --- K[松原ダム 管理支所] G --- L[下笠ダム 管理支所] </pre>	<p>(6) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD A[支部長 (事務所長)] --- B[総務班長 (総務課長)] A --- C[運用班長 (管理課長) 運用副班長 (広域水管理課長)] D[副支部長 (事務副所長) (技術副所長)] --- E[情報通信班長 (防災情報課長)] D --- F[松原ダム班長 (松原ダム管理支所長)] D --- G[下笠ダム班長 (下笠ダム管理支所長)] B --- H[総務班 (総務課)] C --- I[運用班 (管理課) (広域水管理課)] E --- J[防災情報課] F --- K[松原ダム班 管理支所] G --- L[下笠ダム班 管理支所] </pre>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(6) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (技術副所長)] B --- C[総務班長 (総務課長) (他機関との連絡調整、救護等)] B --- D[情報I班長 (保全課長)] B --- E[情報II班長 (中津港事務所長) (情報の収集、記録、伝達及び対策等)] B --- F[対策班長 (工務課長) (防災状況の調査及び応急処置等)] </pre> <p>6～8 (略)</p> <p>9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部</p> <p>(1) 設置の基準 風水害等による非常災害が発生したとき</p> <p>(2) 組織</p> <pre> graph LR A[対策本部長 (支部長)] --- B[対策副本部長 (副支部長)] --- C[本部員] </pre>	<p>(7) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部</p> <p>イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき</p> <p>ロ 組織</p> <pre> graph TD A[支部長 (事務所長)] --- B[副支部長 (技術副所長)] B --- C[総務班長 (総務課長) (他機関との連絡調整、救護等)] B --- D[情報班長 (保全課長) (情報の収集、記録、伝達及び対策等)] B --- E[対策班長 (工務課長) (防災状況の調査及び応急処置等)] </pre> <p>6～8 (略)</p> <p>9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部</p> <p>(1) 設置の基準 風水害等による非常災害が発生したとき</p> <p>(2) 組織</p> <pre> graph LR A[本部長] --- B[副本部長] --- C[全体統括部門 総合調整班] --- D[救護実施部門] D --- E[災害医療CoT] D --- F[医療救護班] D --- G[こころのケア班] D --- H[救援物資班] D --- I[義援金班] D --- J[ボランティア班] D --- K[館内施設業務支援班] </pre>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>10～12 (略)</p> <p>13 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店災害対策本部</u></p> <p>(1) 設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき</p> <p>(2) 組織</p> <div data-bbox="152 533 1055 616" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[本部長 (支社長)] --- B[副本部長 (支店長)] B --- C[各班 (部長等)] </pre> </div> <p>(3) <u>設置場所 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店内</u></p> <p>(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 大分地方气象台等の防災気象情報の収集・伝達</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>○特別警報・警報・注意報 (略)</p> <p>○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 (略)</p> <p>○土砂災害警戒情報</p> <p>大分県と大分地方气象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>市町村長は、<u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかなど、既に実施済</u></p>	<p>10～12 (略)</p> <p>13 <u>株式会社NTTドコモ九州支社災害対策本部</u></p> <p>(1) 設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき</p> <p>(2) 組織</p> <div data-bbox="1189 533 2011 762" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[災害対策本部 本部長 (九州支社長)] --- B[災害対策本部 本部統括班長 (九州支社 災害対策室長)] B --- C[各班 (九州支社 各部長)] C <--> D[各班 (ドコモCS九州大分支店各部長)] D --- E[現地災害対策本部 本部長 (ドコモCS九州大分支店長)] </pre> </div> <p>(3) <u>設置場所 災害対策本部 株式会社NTTドコモ九州支社内</u> <u>現地災害対策本部 株式会社ドコモCS九州大分支店内</u></p> <p>(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 大分地方气象台等の防災気象情報の収集・伝達</p> <p>(1) 基本方針 (略)</p> <p>○特別警報・警報・注意報 (略)</p> <p>○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 (略)</p> <p>○土砂災害警戒情報</p> <p>大分県と大分地方气象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。</p> <p>市町村長は、<u>土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難勧告等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地区の拡大など更なる措置を検討する必要がある。</u></p> <p>○記録的短時間大雨情報～○災害時気象支援資料 (略) (2)～(9) (略) 2 (略)</p> <p>第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 1～2 (略) 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 イ～チ (略) リ <u>防災GISの活用</u> 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を防災GISに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、<u>防災GIS</u>により市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、<u>防災GIS</u>が使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。なお、<u>現システムが更新時期を迎えていることから、災害時における被害情報の収集や関係機関との情報共有の迅速化・効率化等を目指して「大分県災害対応総合支援システム」を構築し、31年度の運用開始を目指す。</u> ヌ (略) ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。 なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><u>直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>○記録的短時間大雨情報～○災害時気象支援資料 (略) (2)～(9) (略) 2 (略)</p> <p>第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 1～2 (略) 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立 イ～チ (略) リ <u>災害対応支援システム</u>の活用 地区災害対策本部や市町村は被災状況等を<u>災害対応支援システム</u>に入力するとともに、総合調整室情報収集班は、<u>災害対応支援システム</u>により市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、<u>災害対応支援システム</u>が使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。</p> <p>ヌ (略) ル その他 大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、<u>防災モニターからの投稿など</u>SNSを活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。 なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>4～6 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用 (略)</p> <p>第7節 市町村への支援</p> <p>市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村への支援</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 現地災害対策本部の設置</p> <p>特に<u>甚大な被害が発生した地域があるときは、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 広域的な応援による市町村への支援</p> <p>県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p> <p>なお、九州・山口9県被災地支援対策本部による被災市町村への人的支援(職員派遣)が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。(略)</p> <p>第8節 広域的な応援要請</p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用 (略)</p> <p>第7節 市町村への支援</p> <p>市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。</p> <p><u>なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平常時から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市町村への支援</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 現地災害対策本部の設置等</p> <p>特に、<u>局所的で甚大な被害が発生した地域があるときは、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置又は市町村が設置した現地災害対策本部に県職員(課長級)を派遣して、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 広域的な応援による市町村への支援</p> <p>県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や<u>国(総務省)の被災市区町村応援職員確保システム</u>等に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p> <p>なお、九州・山口9県被災地支援対策本部や<u>国(総務省)</u>等による被災市町村への人的支援(職員派遣)が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。(略)</p> <p>第8節 広域的な応援要請</p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援要請</p> <p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、<u>（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部に</u>応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p> <p>(ロ) 応援要請の種類</p> <p>(略)</p> <p>また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から</p>	<p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や<u>国（総務省）の被災市区町村応援職員確保システム</u>等に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や<u>上記システムに基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議</u>の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく応援要請に基づく応援要請</p> <p>県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定等に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と<u>国（総務省）</u>に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、九州・山口9県被災地支援対策本部と<u>国（総務省）</u>に<u>応援の要請</u>を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p> <p>(ロ) 応援要請の種類</p> <p>(略)</p> <p>また、この協定等に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対策本部から</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>関西広域連合に応援要請する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 九州地方における大規模な災害時の応援に関する書」に基づく応援要請機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 応援の受け入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 経費の負担</u> (略)</p> <p><u>(3) リエゾン</u> (災害対策現地情報連絡員) の受け入れ</p> <p>震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部)等方リエゾン(災害対策現地情報連絡員)が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル(総務部)」により、受入体制を確保する。(略)</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 ボランティアとの連携</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、<u>(追記) 広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。</u>大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)等による支援の総合調整を行う。</p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第14節～第15節 (略)</p> <p>第16節 交通確保・輸送対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p>	<p>関西広域連合に応援要請する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 九州地方における大規模な災害時の応援に関する<u>協定書</u>」に基づく応援要請機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 応援の受け入れ</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 経費の負担</u> (略)</p> <p><u>(3) リエゾン</u> (災害対策現地情報連絡員) の受け入れ</p> <p>震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部)等<u>から</u>リエゾン(災害対策現地情報連絡員)が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル(総務部)」により、受入体制を確保する。(略)</p> <p>第9節～第12節 (略)</p> <p>第13節 ボランティアとの連携</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県災害ボランティアセンター及び班の役割</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、<u>社会福祉協議会、NPO等のボランティア団体等との情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。</u>大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)等による支援の総合調整を行う。</p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第14節～第15節 (略)</p> <p>第16節 交通確保・輸送対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 陸上輸送体制</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送手段等の確保</p> <p>イ 車両の確保・配車 (略)</p> <p>(イ) 県有車両 (略)</p> <p>(ロ) 県有車両以外 (公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>a. 車両の確保</p> <p>公益社団法人大分県トラック協会 (以下、「県トラック協会」という。)、赤帽大分県軽自動車運送協同組合 (以下、「赤帽県運送組合」という。) 及び一般社団法人大分県バス協会 (以下、「県バス協会」という。) 及び由布市災害ボランティアバイク隊 (以下、「由布市バイク隊」という。) との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」 (以下「車両協定」という。) 第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書 (別紙1) により要請するものとする。</p> <p>ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>b. 輸送方法</p> <p>a の要請に基づき、県トラック協会、赤帽県運送組合及び県バス協会及び由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 輸送手段等の確保</p> <p>イ 車両の確保・配車 (略)</p> <p>(イ) 県有車両 (略)</p> <p>(ロ) 県有車両以外 (公益社団法人大分県トラック協会等)</p> <p>a. 車両の確保</p> <p>公益社団法人大分県トラック協会 (以下、「県トラック協会」という。)、<u>ヤマト運輸株式会社九州支社</u> (以下、「ヤマト運輸」という。)、赤帽大分県軽自動車運送協同組合 (以下、「赤帽県運送組合」という。)、<u>一般社団法人大分県バス協会</u> (以下、「県バス協会」という。)、<u>一般社団法人大分県タクシー協会</u> (以下、「県タクシー協会」という。) 及び由布市災害ボランティアバイク隊 (以下、「由布市バイク隊」という。) との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」 (以下「車両協定」という。) 第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書 (別紙1) により要請するものとする。</p> <p>ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>b. 輸送方法</p> <p>a の要請に基づき、県トラック協会、<u>ヤマト運輸</u>、赤帽県運送組合、県バス協会、<u>県タクシー協会</u> 及び由布市バイク隊は協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>c (略) ロ～ニ (略) 6～10略 第17節 (略) 1 広報活動・災害記録活動の基本方針 大規模な災害が発生した場合、県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、__インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。</p> <p>2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。</p>	<p>c (略) ロ～ニ (略) 6～10略 第17節 (略) 1 広報活動・災害記録活動の基本方針 大規模な災害が発生した場合、県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。</p> <p>2 県の広報活動・災害記録活動の措置 (略) (4) 広報手段等 主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平常時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
広報手段	広報先	広報手段	広報先
記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	報道機関	記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、動画、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	庁内連絡 地方機関	電話、庁内放送、各種広報紙、動画、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	庁内連絡 地方機関
広報車、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙、動画、__インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	一般住民・被災者	広報車、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙、動画、 県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ 、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、動画、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	公共的団体等	広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙（誌）、動画、文書、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、動画、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	中央関係機関	口頭、文書、電話、広報紙（誌）、動画、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	中央関係機関
<p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等</p> <p>本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。</p> <p style="text-align: center;">＜ ＞内は主に担当する班等</p> <p>○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜広報・情報発信班＞</p> <p>□報道機関、県民安全・安心メール、__インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を通じた県民一般への呼びかけ（必要に応じて、防災ヘリコプターの出動）</p>		<p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等</p> <p>本節は、風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。</p> <p style="text-align: center;">＜ ＞内は主に担当する班等</p> <p>○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜広報・情報発信班＞</p> <p>□報道機関、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を通じた県民一般への呼びかけ</p>	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>～ (略) ～</p>	<p>(必要に応じて、防災ヘリコプターの出動)</p> <p>～ (略) ～</p>
<p>1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ (略)</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>総合調整室情報収集班は大分地方気象台から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合及びその後の気象情報等により県内で災害の発生するおそれがあると判断したときは(第2章第4節参照)、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、報道機関、県民安全・安心メール、__インターネット(ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア)等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。</p> <p>また、災害発生中・後においても、同様の措置により市町村に必要な対策を促す。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 避難の勧告・指示及び誘導 (略)</p> <p>2 避難勧告・避難指示(緊急)等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、避難勧告等の発令時には、県内において統一した__サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p>	<p>1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ (略)</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>総合調整室情報収集班は大分地方気象台から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合及びその後の気象情報等により県内で災害の発生するおそれがあると判断したときは(第2章第4節参照)、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、報道機関、県民安全・安心メール、<u>おおいた防災アプリ</u>、__インターネット(ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア)等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。</p> <p>また、災害発生中・後においても、同様の措置により市町村に必要な対策を促す。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 避難の勧告・指示及び誘導 (略)</p> <p>2 避難勧告・避難指示(緊急)等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、避難勧告等の発令時には、県内において統一した<u>警戒レベルの用語</u>や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>イ 避難準備・高齢者等避難開始</u> 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p><u>ロ 避難勧告</u>・・・事前避難 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</p> <p><u>ハ 避難指示（緊急）</u> 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生し又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ニ 警戒区域の設定</u> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>	<p><u>イ 早期注意情報（警戒レベル1）</u> 災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉</p> <p><u>ロ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）</u> 避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉</p> <p><u>ハ 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）</u> 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。〈市町村発令〉</p> <p><u>ニ 避難勧告（警戒レベル4）</u>・・・事前避難 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。〈市町村発令〉</p> <p><u>ホ 避難指示（緊急）（警戒レベル4）</u> 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。〈市町村発令〉</p> <p><u>ヘ 災害発生情報（警戒レベル5）</u> 災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。〈市町村発令〉</p> <p><u>ト 警戒区域の設定</u> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(2) 避難勧告・避難指示（緊急）等の情報伝達</p> <p>イ 避難勧告等を発令する場合、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参）により、住民に周知する。</p> <p>ロ 防災GISで入力した避難勧告等・避難指示（緊急）等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>第5節 （略） 第6節 救急医療活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>○救急医療活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害医療対策本部の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班〉 <input type="checkbox"/> 医療救護所の設置〈市町村〉 <input type="checkbox"/> 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣〈福祉保健医療部医療活動支援班〉 <p>（略）</p> </div>	<p>(2) 避難勧告・避難指示（緊急）等の情報伝達</p> <p>イ 避難勧告等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参照）により、住民に周知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した避難勧告等・避難指示（緊急）等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。</p> <p>第5節 （略） 第6節 救急医療活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>○救急医療活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害医療対策本部の設置〈福祉保健医療部医療活動支援班〉 <input type="checkbox"/> 医療救護所の設置〈市町村〉 <input type="checkbox"/> 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣〈福祉保健医療部医療活動支援班〉 <p>（略）</p> </div>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
1 (略)				1 (略)			
2 主な機関の救急医療活動				2 主な機関の救急医療活動			
機関名	発災	(緊急対策)	72時間 (応急対策)	機関名	発災	(緊急対策)	72時間 (応急対策)
県	福祉保健部	○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置	→	県	福祉保健部	○災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置	→
		○医療情報の収集及び提供				○医療情報の収集及び提供	
県	福祉保健部	○大分DMAT及び医療救護班への出動要請		県	福祉保健部	○大分DMAT及び医療救護班への出動要請	
		○災害医療コーディネーター及び災害薬コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請				○災害医療コーディネーター及び災害薬コーディネーターの災害医療対策本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請	
県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請（必要に応じて） （新設）		県	福祉保健部	○災害時小児周産期リエゾンの災害医療対策本部への出動要請（必要に応じて）	
		○医薬品・医療資器材等の確保				○災害派遣精神医療チーム（DPAT） <u>隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて）</u>	
県	福祉保健部	○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請		県	福祉保健部	○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請	
		○県外の医療機関に負傷者等の受入要請				○県外の医療機関に負傷者等の受入要請	
県	福祉保健部	○広域医療搬送のためのSCUの設置要請		県	福祉保健部	○広域医療搬送のためのSCUの設置要請	
		○医療情報の収集及び提供	→			○医療情報の収集及び提供	→
県	福祉保健部	○医療機関の被災状況等の現地確認		県	福祉保健部	○医療機関の被災状況等の現地確認	
		○被災地内における医療救護活動の調整				○被災地内における医療救護活動の調整	
(略)				(略)			
3 (略)				3 (略)			
4 救急医療活動の実施				4 救急医療活動の実施			
(1)・(2) (略)				(1)・(2) (略)			
(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣				(3) 災害派遣医療チーム（DMAT） <u>及び医療救護班等</u> の派遣			

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後																																																																							
イ～ニ（略） （新設） 5（略） 6 関係機関が実施する措置 （1）～（2）（略） （3）大分DMAT指定病院の措置 イ～ハ（略） 表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 平成29年4月1日現在	イ～ニ（略） ホ <u>福祉保健部医療活動支援班は、市町村等からの要請があったとき、DPAT統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、DPAT調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。</u> 5（略） 6 関係機関が実施する措置 （1）～（2）（略） （3）大分DMAT指定病院の措置 イ～ハ（略） 表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 平成31年4月1日現在																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th colspan="2">大分DMAT</th> </tr> <tr> <th>基幹災害拠点病院</th> <th>地域災害拠点病院</th> <th>指定病院</th> <th>統括DMAT登録者（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東国東</td> <td>国東市民病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">別府速見</td> <td>国家公務員共済組合連合会新別府病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構別府医療センター</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大分県厚生連鶴見病院</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT		基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院	統括DMAT登録者（人）	東国東	国東市民病院		○	○		別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○	1	国立病院機構別府医療センター			○		大分県厚生連鶴見病院			○					○		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th rowspan="2">病院名</th> <th colspan="2">災害拠点病院</th> <th rowspan="2">指定病院</th> </tr> <tr> <th>基幹災害拠点病院</th> <th>地域災害拠点病院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東国東</td> <td>国東市民病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">別府速見</td> <td>国家公務員共済組合連合会新別府病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構別府医療センター</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大分県厚生連鶴見病院</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大分</td> <td>大分県立病院</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大分市医師会立アルメイダ病院</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院名	災害拠点病院		指定病院	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	東国東	国東市民病院		○	○	別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○	国立病院機構別府医療センター			○	大分県厚生連鶴見病院			○	大分	大分県立病院	○		○	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○
医療圏			病院名	災害拠点病院		大分DMAT																																																																		
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院		指定病院	統括DMAT登録者（人）																																																																			
東国東	国東市民病院		○	○																																																																				
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○	1																																																																			
	国立病院機構別府医療センター			○																																																																				
	大分県厚生連鶴見病院			○																																																																				
				○																																																																				
医療圏	病院名	災害拠点病院		指定病院																																																																				
		基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院																																																																					
東国東	国東市民病院		○	○																																																																				
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○																																																																				
	国立病院機構別府医療センター			○																																																																				
	大分県厚生連鶴見病院			○																																																																				
大分	大分県立病院	○		○																																																																				
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○																																																																				

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前						改正後					
大分	大分県立病院	○		○	1		大分赤十字病院		○	○	
	大分市医師会立		○	○	1		大分中村病院			○	
	アルメイダ病院						大分三愛メディカルセンター			○	
	大分赤十字病院		○	○	1		大分大学医学部附属病院		○	○	
	大分中村病院			○			大分岡病院			○	
	大分三愛						天心堂へつぎ病院			○	
	メディカルセンター			○	1		国立病院機構大分医療センター			○	
	大分大学医学部附属病院		○	○	4		佐賀関病院			○	
	大分岡病院			○			臼杵市医師会立コスモス病院		○	○	
	社会医療法人財団天心堂			○	1		佐伯	南海医療センター		○	○
	へつぎ病院						豊後大野	豊後大野市民病院		○	○
	国立病院機構			○			竹田	竹田医師会病院		○	○
	大分医療センター							大久保病院		○	○
佐賀関病院			○			日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○	
臼津	臼杵医師会コスモス病院		○	○	1	中津	中津市立中津市民病院		○	○	
佐伯	健康保険		○	○		宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○	
	南海医療センター							計	1	13	22
豊後大野	豊後大野市民病院		○	○							
竹田	竹田医師会病院		○	○	1						
日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○	1						
中津	中津市立中津市民病院		○	○							
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○							
計		1	12	21	13						

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>7 (略) 第7節～第8節 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 1～3 (略) 4 避難所の運営管理 (1)～(2) (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながらシステムの導入を検討する。(略)</p> <p>(4)～(9) (略) 5～6 (略) 第2節～第6節 (略) 第7節 保健衛生活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動] < >内は主に担当する班等</p> <p>○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握 (略) □災害時公衆衛生対策チームの派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班> (略)</p> </div> <p>1 (略) 2 保健衛生活動の実施方針 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。</p>	<p>7 (略) 第7節～第8節 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 1～3 (略) 4 避難所の運営管理 (1)～(2) (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら災害対応支援システムを活用するとともに、物資の迅速な流通対策に必要な資機材を整備する。(略)</p> <p>(4)～(9) (略) 5～6 (略) 第2節～第6節 (略) 第7節 保健衛生活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[保健衛生活動が必要となった場合の、本節に基づく県の主要な活動] < >内は主に担当する班等</p> <p>○被災地での公衆衛生ニーズの把握 □避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握 (略) □災害時健康危機管理支援チームの派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班> (略)</p> </div> <p>1 (略) 2 保健衛生活動の実施方針 (1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握 県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時公衆衛生対策チームや保健活動チーム等を編成し、被災地域に派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健衛生活動の体制整備</p> <p>地区災害対策本部保健所班及び災害時公衆衛生対策チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との情報共有</p> <p>3 保健衛生活動の実施</p> <p>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との相互連携</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;">< >内は機関名等</p> <p style="text-align: right;">< >内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <p>○物価の安定等に関する活動</p> <p>□生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施<支援物資部食糧班・支援物資班、地区災害対策本部支援物資班></p> <p>□消費生活相談所の開設<支援物資部食糧班・支援物資班、地区災害対策本部庶務班></p> <p>(略)</p> </div>	<p>また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チームや保健活動チーム等を編成し、被災地域に派遣する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健衛生活動の体制整備</p> <p>地区災害対策本部保健所班及び災害時健康危機管理支援チームは、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有</p> <p>3 保健衛生活動の実施</p> <p>(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との相互連携</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[本節に基づく県の主要な活動]</p> <p style="text-align: right;">< >内は機関名等</p> <p style="text-align: right;">< >内は主に担当する班等</p> <p>(略)</p> <p>○物価の安定等に関する活動</p> <p>□生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施<被災者救援部、地区災害対策本部支援物資班></p> <p>□消費生活相談所の開設<被災者救援部、地区災害対策本部総務班></p> <p>(略)</p> </div>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>1～2 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施 <u>支援物資部食糧班・支援物資班</u>及び地区災害対策本部支援物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。</p> <p>(2) 消費生活相談所の開設 <u>支援物資部食糧班・支援物資班</u>及び地区災害対策本部庶務班は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13節 義援物資の取扱い</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〔義援物資の取扱いに関する県の主要な活動〕</p> <p style="text-align: center;">＜ ＞内は主に担当する班等</p> <p>○義援物資の取扱いに関する広報</p> <p><input type="checkbox"/>受け付け品目、送付場所等の決定＜支援物資部食糧班・支援物資班＞ (第4章第5節の活動状況を考慮する。)</p> <p><input type="checkbox"/>受け付け品目、送付場所等の報道機関を通じての広報＜広報・情報発信班＞</p> <p>(略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 県に送付される義援物資の取扱い</p> <p>(1) 義援物資の取扱いに関する広報</p> <p>イ 受け付ける品目、送付場所等の決定 <u>支援物資部食糧班・支援物資班</u>は地区災害対策本部庶務班からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。</p> <p>ロ 受け付ける品目、送付場所等の広報</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施 <u>被災者救援部</u>及び地区災害対策本部支援物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。</p> <p>(2) 消費生活相談所の開設 <u>被災者救援部</u>及び地区災害対策本部<u>総務班</u>は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13節 義援物資の取扱い</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〔義援物資の取扱いに関する県の主要な活動〕</p> <p style="text-align: center;">＜ ＞内は主に担当する班等</p> <p>○義援物資の取扱いに関する広報</p> <p><input type="checkbox"/>受け付け品目、<u>目標量</u>、送付場所等の決定＜支援物資部食糧班・支援物資班＞ (第4章第5節の活動状況を考慮する。)</p> <p><input type="checkbox"/>受け付け品目、<u>目標量</u>、送付場所等の報道機関を通じての広報＜広報・情報発信班＞</p> <p>(略)</p> </div> <p>1 (略)</p> <p>2 県に送付される義援物資の取扱い</p> <p>(1) 義援物資の取扱いに関する広報</p> <p>イ 受け付ける品目、<u>目標量</u>、送付場所等の決定 <u>被災者救援部</u>は地区災害対策本部<u>総務班</u>からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、<u>目標量</u>、送付場所を決定する。</p> <p>ロ 受け付ける品目、<u>目標量</u>、送付場所等の広報</p> <p>(2) (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第14節 被災動物対策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[災害時における動物管理の主要な活動] < >内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援<生活環境部食品安全・衛生課> ○被災地域及び避難所における動物の保護<市町村、生活環境部食品安全・衛生課、(追記)、地区対策本部保健所班> </div> <p>1～4 (略) <u>5 (新設)</u></p> <p>第5章 社会基盤の応急対策 (略)</p>	<p>第14節 被災動物対策</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>[災害時における動物管理の主要な活動] < >内は主に担当する班等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援<生活環境部食品・生活衛生課> ○被災地域及び避難所における動物の保護<市町村、生活環境部食品・生活衛生課、動物愛護センター、地区対策本部保健所班> </div> <p>1～4 (略) <u>5 応急仮設住宅等での対応</u> 市町村及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。</p> <p>第5章 社会基盤の応急対策 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第1章 災害復旧・復興の基本方針（略）</p> <p>第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>1（略）</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進 公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。 なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。 <u>（追記）</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 災害義援金の配分（福祉保健部福祉保健企画課、会計管理局会計課）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 配分の方法等 災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。 ※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの<u>導入</u>をはかる。</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要（略）</p> <p>第5章 激甚災害の指定</p> <p>第1節 激甚災害指定の手続</p>	<p>第1章 災害復旧・復興の基本方針（略）</p> <p>第2章 公共土木施設等の災害復旧</p> <p>1（略）</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進 公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。 なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。 <u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 災害義援金の配分（福祉保健部福祉保健企画課、会計管理局会計課）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 配分の方法等 災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。 ※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義援金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの<u>運用</u>をはかる。</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要（略）</p> <p>第5章 激甚災害の指定</p> <p>第1節 激甚災害指定の手続</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前			改正後		
(1) 激甚災害指定基準 (本激の基準)			(1) 激甚災害指定基準 (本激の基準)		
適用条項 (適用措置)	指定基準	担当部局	適用条項 (適用措置)	指定基準	担当部局
(略)			(略)		
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業推定所得額 × 0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得 推定額 × 2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	商工 労働部 商工 労働 企画課	激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業推定所得額 × 0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得 推定額 × 2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	商工 観光 労働部 商工 労働 企画課
(略)			(略)		
(2) 局地激甚災害指定基準 (局激の基準)			(2) 局地激甚災害指定基準 (局激の基準)		
適用条項 (適用措置)	指定基準		適用条項 (適用措置)	指定基準	
(略)			(略)		
激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	商工 労働部 経営創 造・金融 課	激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	商工 観光 労働部 経営 創造・金 融課

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>第1章 火山災害予防</p> <p>本計画では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山のうち硫黄山及び大船山並びに阿蘇中岳で想定されている噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガスの滞留などによる多数の遭難者、行方不明者死傷者等の発生といった火山災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧・復興の各対策について定めるものとする。</p> <p>なお、この計画に定められていない事項については、本編の前述の計画によるものとする。</p> <p>1 火山防災体制の整備等の取り組み</p> <p>(1) 火山防災体制の整備等</p> <p>県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平常時から共同で検討するための活動火山対策特別措置法第4条で定める協議会（以下「火山防災協議会」という。）を、鶴見岳・伽藍岳は平成28年7月、九重山は平成28年9月に設置し、平常時からの火山防災協議会における住民、登山者及び観光客など（以下、「住民等」という）の避難に係る共同検討を通じて、具体的な避難計画の検討、防災訓練や住民説明会の実施等を関係機関と共同で推進する。</p> <p>また、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとする。</p>	<p>第1章 火山災害予防</p> <p>本計画では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山及び阿蘇中岳で想定されている噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガスの滞留などによる多数の遭難者、行方不明者死傷者等の発生といった火山災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧・復興の各対策について定めるものとする。</p> <p>なお、この計画に定められていない事項については、本編の前述の計画によるものとする。</p> <p>1 火山防災体制の整備等の取り組み</p> <p>(1) 火山防災協議会での検討事項</p> <p>県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、火山活動が活発化した場合の総合的な避難等の火山防災対策を平常時から共同で検討するため平成28年7月に設置した鶴見岳・火山防災協議会及び平成28年9月に設置した九重山火山防災協議会において、住民等（住民（住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）及び、登山者等（登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者を指す。以下同じ。）を指す。以下同じ。）の避難に関する次の事項について共同検討を行い、具体的な避難計画の検討、防災訓練や住民説明会の実施等を関係機関と共同で推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画及び防災訓練等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項 ・大分県防災会議が法第5条2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項 ・市町村の防災会議が活動火山対策特別措置法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項 ・これらのほか、火山防災協議会の目的を達成するために必要な事項（避難勧告・指示、警戒区域の設定等の防災対応に関する検討及び関係市町への助言に関することを含む。） <p>また、発災後に関係者を迅速に招集し、救助部隊の活動基準を検討するため連絡体制の整備を行うものとする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>(2) 情報の収集・連絡体制の整備 大分地方气象台、県、市町村及び公共機関等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 火山防災協議会は、観光施設などの事業所の職員、登山ガイド、関係機関等（環境省くじゅう自然保護官事務所、林野庁大分森林管理署及び大分西部森林管理署等）に協力を依頼（必要に応じて協定等を締結）し、「火山情報連絡員」の登録を促進するとともに、火山防災協議会ごとに必要な研修等を実施する。また、火山情報連絡員等からの異変情報を迅速に气象台（福岡管区・大分地方）へ伝達する流れ（連絡網）を整備する。 県は、火山災害発生時に山頂付近の被災者情報を収集するために、登山者カードの集計・報告、民間施設等による情報収集・連絡体制を整備する。</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発、訓練 (略) 県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮し、噴火警報等の解説など防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を活用し、研修を実施するなど、住民等に対して防災知識の普及・啓発に努める。 <u>(追記)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 住民等の避難誘導體制 県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。 <u>避難計画の作成にあたっては、内閣府（防災担当）が取りまとめた「噴火時</u></p>	<p>(2) 情報の収集・連絡体制の整備 大分地方气象台、県、市町村及び公共機関等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 火山防災協議会は、観光施設などの事業所の職員、登山ガイド、関係機関等（<u>環境省くじゅう管理官事務所、林野庁大分森林管理署及び大分西部森林管理署等</u>）に協力を依頼（必要に応じて協定等を締結）し、「火山情報連絡員」の登録を促進するとともに、火山防災協議会ごとに必要な研修等を実施する。また、火山情報連絡員等からの異変情報を迅速に气象台（福岡管区・大分地方）へ伝達する流れ（連絡網）を整備する。 県は、火山災害発生時に山頂付近の被災者情報を収集するために、登山者カードの集計・報告、民間施設等による情報収集・連絡体制を整備する。</p> <p>(3) 防災知識の普及・啓発、訓練 (略) 県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて、各火山の特性を考慮し、噴火警報等の解説など防災上必要な情報を記載した火山防災マップ等を活用し、研修を実施するなど、住民等に対して防災知識の普及・啓発に努める。 <u>県及び市町村は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう住民の地震保険・共済への促進に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 住民等の避難誘導體制 県及び市町村は、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。 <u>(削除)</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p><u>等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き</u>（平成28年12月）（以下「<u>避難計画策定の手引き</u>」という。）を参考にする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 登山者、<u>観光客等への配慮</u> <u>登山者、観光客等（以下「登山者等」）という。</u>の避難に関しては以下に配慮するものとする。 なお、登山者等の安全対策については、<u>避難計画策定の手引きを参考にする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2章 火山災害予防</p> <p>1 組織計画</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県の組織</p> <p>ア（略）</p> <p>イ組織体制</p> <p>（ア）災害対策連絡室体制</p> <p>*地区災害対策連絡室は、特に火山災害の可能性を有する以下の<u>4つ</u>の振興局に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部振興局 ・中部振興局 ・西部振興局 ・豊肥振興局 ・北部振興局 <p>2（略）</p>	<p>ア（略）</p> <p>イ 登山者等への配慮 登山者等の避難に関しては以下に配慮するものとする。 なお、登山者等の安全対策については、<u>避難計画に基づいて実施するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第2章 火山災害予防</p> <p>1 組織計画</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）県の組織</p> <p>ア（略）</p> <p>イ組織体制</p> <p>（ア）災害対策連絡室体制</p> <p>*地区災害対策連絡室は、特に火山災害の可能性を有する以下の<u>5つ</u>の振興局に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部振興局 ・中部振興局 ・西部振興局 ・豊肥振興局 ・北部振興局 <p>2（略）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (1) 基本方針</p> <p>福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターは、噴火警報・予報等の火山に関する情報について、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を<u>行い</u>、県は、関係機関、及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(2) 噴火警報・予報等の発表基準 ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）</p> <p>福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>エ 降灰予報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表する。なお、以下のよう</p>	<p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (1) 基本方針</p> <p>福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターは、噴火警報・予報等の火山に関する情報について、火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは、その旨を警告する噴火警報を<u>発表し</u>、県は、関係機関、及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。</p> <p>(2) 基本方針 ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）</p> <p>福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、噴火に伴う生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>エ 降灰予報</p> <p>噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予想される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とる</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第5部 火山災害対策

改正前				改正後			
な場合には発表しない。 ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合				べき対応行動」を示す。			
(略)				(略)			
(3) 噴火警戒レベル				(3) 噴火警戒レベル			
(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)				(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)			
名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等	種別及び名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等(キーワード)
特別警報 噴火警報 (居住地域)又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における 厳重な警戒 居住地域 厳重警戒	特別警報 噴火警報 (居住地域)又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における 厳重な警戒 居住地域 厳重警戒
警報 噴火警報 (火口周辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における 警戒 入山危険	警報 噴火警報 (火口周辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における 警戒 入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れた所までの火口周辺における 警戒 火口周辺危険		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れた所までの火口周辺における 警戒 火口周辺危険
予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意	予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前				改正後
噴火警戒レベルに応じた防災対応（九重山）				削除
種別及び名称	対象範囲	レベル (キーワード)	必要な防災対応	
特別警報 噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難 ・2km以内で、法華院温泉は避難、長者原は避難準備、やまなみハイウエーは長者原から牧ノ戸間は通行止め	
		レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。 ・2km以内で、法華院温泉は避難準備、長者原は注意喚起、範囲内のやまなみハイウエーは駐停車禁止	
警報 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内立入禁止。 ・法華院温泉は注意喚起 ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置	
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火口から概ね500mの立入規制等	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第5部 火山災害対策

改正前					改正後
噴火警戒レベルに応じた防災対応（鶴見岳・伽藍岳）					削除
種別及び名称	対象範囲	レベル（キーワード）	実施される規制や防災対応（注1～4）		
			鶴見岳	伽藍岳	
			（三次避難区域） ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、52号、218号、616号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	（三次避難区域） ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	
(略)					
火予報	火口内等	（活火山であることに留意）	発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起	対し、その内容に応じた注意喚起	
注1) 国道や県道の進入規制を行う場合、進入規制箇所の手前に転回場所を設けるとともに、主要交差点等に予告看板を設置する。 注2) 市町道は、国・県道の規制に準じて進入規制を行う。 注3) 降灰や小さな噴石の飛散状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず道路の進入規制を行う。 注4) 土石流については、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が発表する「土砂災害緊急情報」等により、別途避難勧告・指示等や通行規制を行う。 注5) 臨時の解説情報：噴火警戒レベルの引上げ基準に至らないまでも、火山活動に変化があったときに気象庁が発表する臨時の発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」					
(4) 噴火警報・予報等の伝達					
大分地方気象台は、気象業務法第11条及び活動火山対策特別措置法第12条の					
大分地方気象台は、気象業務法第11条及び活動火山対策特別措置法第12条の規定					

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>規定に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する鶴見岳・伽藍岳、由布岳、及び九重山、並びに阿蘇山に関する噴火警報・予報等を大分県知事へ通報及び防災関係機関へ伝達する。</p> <p>大分地方気象台とオンラインで繋がっている機関は、防災情報提供システム(専用線及びインターネット回線)により、その他の機関においては、テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて直接入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から噴火警報・予報等の内容に十分留意し、県民の生命、身体及び財産への被害を最小限とする体制を整える。</p> <p style="text-align: center;">噴火警報・予報の伝達系統図</p>	<p>に基づき、福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが発表する鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山及び、阿蘇山に関する噴火警報・予報等を大分県知事へ通報及び防災関係機関へ伝達する。</p> <p>大分地方気象台とオンラインで繋がっている機関は、防災情報提供システム(専用線及びインターネット回線)により、その他の機関においては、テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて直接入手するものとする。各防災関係機関においては、日頃から噴火警報・予報等の内容に十分留意し、県民の生命、身体及び財産への被害を最小限とする体制を整える。</p> <p>県は、防災情報システム、FAX等により、県の出先機関、市町及び消防本部に伝達する。</p> <p>県、市町及び関係機関は、必要に応じて、おおいた防災アプリ、県民安全・安心メール、防災ヘリ及び防災行政無線等多様な手段により、住民等への周知を行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後																						
<p>注1 二重枠で囲まれている機関は、<u>気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</u></p> <p>2 点線の経路は、火山現象特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p> <p>新設</p>	<p>注1 二重線で囲まれている機関は、<u>気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。</u></p> <p>注2 点線の経路は、<u>特別警報</u>が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>注3 <u>太線及び点線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。</u></p> <p>5 災害情報・被害情報の収集・伝達</p> <p><u>噴火が発生した際の災害情報及び被害情報の収集・伝達については、「第3部第2節第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」による。</u></p> <p>6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応</p> <p>(1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合</p> <p>噴火警戒レベルに応じた防災対応（九重山）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別及び名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キート)</th> <th>必要な防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>危険な居住地域からの避難 ・2km以内で、法華院温泉は避難、長者原は避難準備、やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、要保護者は避難等。 ・2km以内で、法華院温泉は避難準備、長者原は注意喚起、範囲内のやまなみハイウェイは駐車禁止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>火口から概ね1.5km以内立入禁止。 ・法華院温泉は注意喚起 ・主な登山口に通行人できない登山道を示した看板の設置</td> </tr> <tr> <td>火口周辺</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口から概ね1km以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行人できない登山道を示した看板の設置</td> </tr> <tr> <td>予報 噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>レベル1 (活火山であることを留意)</td> <td>火口から概ね500mの立入規制等</td> </tr> </tbody> </table>	種別及び名称	対象範囲	レベル(キート)	必要な防災対応	特別警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難 ・2km以内で、法華院温泉は避難、長者原は避難準備、やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め		レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備、要保護者は避難等。 ・2km以内で、法華院温泉は避難準備、長者原は注意喚起、範囲内のやまなみハイウェイは駐車禁止	警報 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内立入禁止。 ・法華院温泉は注意喚起 ・主な登山口に通行人できない登山道を示した看板の設置	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行人できない登山道を示した看板の設置	予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火口から概ね500mの立入規制等
種別及び名称	対象範囲	レベル(キート)	必要な防災対応																				
特別警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難 ・2km以内で、法華院温泉は避難、長者原は避難準備、やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め																				
		レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備、要保護者は避難等。 ・2km以内で、法華院温泉は避難準備、長者原は注意喚起、範囲内のやまなみハイウェイは駐車禁止																				
警報 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内立入禁止。 ・法華院温泉は注意喚起 ・主な登山口に通行人できない登山道を示した看板の設置																				
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行人できない登山道を示した看板の設置																				
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火口から概ね500mの立入規制等																				

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第5部 火山災害対策

改正前	改正後																						
新設	<p>(2) 鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合</p> <p>噴火警戒レベルに応じた防災対応（鶴見岳・伽藍岳）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別及び名称</th> <th rowspan="2">対象範囲</th> <th rowspan="2">レベル(キーワード)</th> <th colspan="2">実施される規制や防災対応（注1～4）</th> </tr> <tr> <th>鶴見岳</th> <th>伽藍岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> (三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、52号、218号、616号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板を設置 </td> <td> (三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置 </td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>火予報</td> <td>火口内等</td> <td>(活火山であることを留意)</td> <td>発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起</td> <td>対し、その内容に応じた注意喚起</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 国道や県道の進入規制を行う場合、進入規制箇所の手前に転回場所を設けるとともに、主要交差点等に予告看板を設置する。</p> <p>注2) 市町道は、国・県道の規制に準じて進入規制を行う。</p> <p>注3) 降灰や小さな噴石の飛散状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず道路の進入規制を行う。</p> <p>注4) 土石流については、土砂災害防止法第29条に基づき国土交通省が発表する「土砂災害緊急情報」等により、別途避難勧告・指示等や通行規制を行う。</p> <p>注5) 臨時の解説情報：噴火警戒レベルの引上げ基準に至らないまでも、火山活動に変化があったときに気象庁が発表する臨時の発表であることを明記した「火山の状況に関する解説情報」</p>	種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	実施される規制や防災対応（注1～4）		鶴見岳	伽藍岳				(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、52号、218号、616号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板を設置	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置	(略)					火予報	火口内等	(活火山であることを留意)	発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起	対し、その内容に応じた注意喚起
種別及び名称	対象範囲				レベル(キーワード)	実施される規制や防災対応（注1～4）																	
		鶴見岳	伽藍岳																				
			(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、52号、218号、616号及び620号は通行止 ・伽藍岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板を設置	(三次避難区域) ・火山防災マップに示す被害想定区域で避難 ・範囲内の国道500号、県道11号、218号、616号及び617号は通行止 ・鶴見岳及び由布岳の主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置																			
(略)																							
火予報	火口内等	(活火山であることを留意)	発表した場合、主な登山道や特定地域に対し、その内容に応じた注意喚起	対し、その内容に応じた注意喚起																			

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第5部 火山災害対策

改正前	改正後
新設	<p>(3) 由布岳に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合</p> <p>由布岳について噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合は、九重山及び鶴見岳・伽藍岳の噴火警戒レベルが引き上げられた場合の対応に準じた対応することとする。</p>
新設	<p>7 突発的な噴火発生時の避難対応</p> <p>観測体制の整備が進み、かつ、噴火時の観測データが豊富な火山では、その予兆となる観測データの変化が捉えられた場合は噴火の発生を予測できることもあるが、それでも噴火の時期や規模、影響範囲等を的確に予測することは難しく、さらには明瞭な前兆が観測されないままに噴火に至る場合（以下「突発的な噴火」という。）もある。特に水蒸気噴火は、マグマが直接関与しない噴火であるため、2014(平成26)年9月27日に発生した御嶽山噴火のように、先行現象の規模は小さく、現象がみられる場所も火口付近など比較的狭い領域に限られる場合が多い。そのため、現在の火山に関する知見、火山噴火予知の科学的水準では、水蒸気噴火の発生を予測することは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火に比べ困難である。</p> <p>このことを踏まえ、噴火警戒レベル引上げに至る前の段階で突発的な噴火が発生した場合の防災関係機関や危険な範囲内にいる登山者等がとるべき防災対応を以下のとおり定める。</p>
新設	<p>(1) 県の組織体制</p> <p>県は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、災害対策本部体制をとり、各市町と連携し、避難誘導等の防災対応にあたる。</p> <p>噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。</p>
新設	<p>(2) 情報の収集・伝達</p> <p>突発的な噴火発生した場合の情報収集・伝達は以下のとおり実施するものとする。</p> <p>・各市町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第5部 火山災害対策

改正前	改正後
	<p>や規制範囲などを伝達する。</p> <p>・噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、火山防災協議会の構成機関と情報共有を図る。</p> <p>・県は、各市町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、火山防災協議会の構成機関と情報共有を図る。</p> <p>・気象庁、砂防部局、火山専門家等は、噴火の規模や火山活動の状況、火山現象及びその影響範囲などの把握に努め、協議会の構成機関と情報共有を図る。その際、噴火が発生した位置等が事前の想定と異なる場合、火山現象及びその影響範囲等の想定に修正に努める。</p> <p>・気象庁は、噴火発生的事实を確認した場合、速やかに噴火速報を発表するとともに、火山現象の影響範囲により噴火警戒レベルを引き上げ、関係機関に伝達し情報共有を図る。</p> <p>・警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会、県・市町等関係機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。</p> <p>(3) 火口周辺規制 突発的に噴火した直後は、噴火警戒レベル3（入山規制）と同様の防災対応を図る。</p> <p>(4) 登山者等の避難誘導 ・市町村は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、避難促進施設等とも連携し、火山防災協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、移動手段のない人のための避難手段については、各市町がその確保に努める。 ・登山者等が市町村からの避難の呼びかけを待つことなく、近くの火山現象から身を守れる避難場所等へ自主的に緊急退避するよう、日頃からその周知・啓発に努める。 ・火山防災協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。 ・火山防災協議会の構成機関は、市町村が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸</p>
新設	
新設	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>新設</p>	<p>送手段の確保等について支援する。</p> <p>・気象庁、火山専門家等は、火山活動の推移予測等から、緊急退避後の避難誘導の実施時期について助言を行う。</p> <p>・警察、消防、自衛隊は、市町村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。</p> <p>・観光関係団体・事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。</p> <p>(5) 登山者等自身による身を守る行動</p> <p>登山者等は、突発的な噴火が発生した場合、噴石の飛散や火山灰の堆積、火山ガスの滞留などから身の安全を守りつつ、速やかに避難する必要がある。各種火山現象時にとるべき防災対応について以下に示す。</p> <p>①噴石から身を守る</p> <p>爆発的な噴火によって、火口から飛散する噴石は、その大きさによって防災対応が異なる。</p> <p>イ 大きな噴石（概ね20～30cm以上）</p> <p>大きな噴石は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間に落下し、場合によっては鉄筋コンクリートの建物の屋根を打ち破るほどの破壊力がある。そのため、噴火前に危険な範囲から離れる必要がある。噴火に遭遇してしまった場合の対応は厳しいが、登山者等は、速やかに避難小屋や大きな岩陰等に身を隠すことなど、少しでも被害を軽減できる可能性のある行動をとり、噴火が落ち着いたら速やかに下山（避難）すること。</p> <p>ロ 小さな噴石（概ね直径数cm程度）</p> <p>小さな噴石は風の影響を受けて風下へ流れるため、遠方まで飛散するが、丈夫な建物の屋内などに退避することで被害を防ぐことができる。そのため、登山者等は屋内などに退避をする。登山中に噴火に遭遇し、付近に避難小屋などの身を隠す場所がない場合、噴石から頭部を守ることが大切であるため、ヘルメットを装着し、身を隠すことができる場所まで移動すること。ヘルメットを持たない場合でも、リュックサックなどの荷物や腕で頭部を覆うなど、その場でできる対応で頭部を守ること。</p> <p>②火山灰から身を守る</p> <p>火山灰は、目のかゆみ、痛みや充血を引き起こし、体内に吸い込むと咳や呼吸困難</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
	<p>など呼吸器に影響を与える。登山者等は、マスクやゴーグルを装着し、火山灰が体内に入らないようにすること。</p> <p>③火山ガスから身を守る</p> <p>火口や噴気孔から放出される火山ガスには、硫化水素や二酸化硫黄など有毒な成分が含まれており、呼吸器や心臓に疾患がある人は、発作を引き起こされる危険がある。また、火山ガスの濃度によっては、健康な人も生命に危険が及ぶ可能性がある。火山ガスは、空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。そのため、風のほとんどない日は要注意となる。</p> <p>特に、息が苦しくなるなどの異常を感じた場合、速やかに窪地や谷から離れること。なお、火山ガスは、水に吸収されやすい性質があるため、濡れたタオルなどを口に当てることも有効である。</p> <p>④降雨後の土石流から身を守る</p> <p>火山噴火により排出された岩石や火山灰が堆積すると、降雨による土石流、泥流が発生する可能性が高まる。土石流では、河川周辺、特に下流域において大きな被害をもたらす危険がある。</p> <p>土石流は高速で斜面を流れ下りるため、土砂の流れる方向に対して直角に避難すること。</p> <p>⑤その他想定される火山現象から身を守る</p> <p>噴石、火山灰、火山ガス、土石流以外のその他想定される火山現象（溶岩流、火砕流等）から身を守るため、各種火山現象の特徴を理解するとともに、いち早く状況を把握できるよう留意しながら登山することが必要である。特に、火砕流（火砕サージ）は、流下速度が時速数十kmから百数十kmに達することから、発生してから回避することは不可能であるため、噴火前に避難する必要がある。</p> <p>しかしながら、噴石が飛散している中での下山（危険な範囲からの避難）は危険であるため、避難する際には、まず身の安全を確保し、噴火が収まった後で直ちに下山し、危険な範囲から避難すること。なお、下山（避難）にあたっては、当初の登山計画に捉われず、噴火口から離れる方向の登山口等へ避難すること。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p><u>5</u> 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ (1) 基本方針</p> <p>県内で火山災害が発生するおそれのある場合、県及び市町村は、<u>住民</u>に対して危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>生活環境部防災局防災対策企画課は、大分地方気象台からの噴火警報・予報等について通報を受けた場合及びその後の噴火警報等により県内で火山災害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、関係部局、報道機関、<u>県民安全・安心メール</u>、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。</p> <p>また、災害発生中・後においても、同様の措置により市町村に必要な対策を促す。 特に、特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に対して通知する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>8</u> 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ (1) 基本方針</p> <p>県内で火山災害が発生するおそれのある場合、県及び市町村は、<u>住民等</u>に対して危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>生活環境部防災局防災対策企画課は、大分地方気象台からの噴火警報・予報等について通報を受けた場合及びその後の噴火警報等により県内で火山災害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、関係部局、報道機関、<u>おおいた防災アプリ及び県民安全・安心メール</u>、インターネット（ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。</p> <p>また、災害発生中・後においても、同様の措置により市町村に必要な対策を促す。 特に、特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に対して通知する。</p> <p>(3) (略)</p>
<p><u>6</u> 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策） (略)</p>	<p><u>9</u> 社会秩序の維持対策（流言飛語等への対策） (略)</p>
<p><u>7</u> 避難対策 (1)～(3) (略) (4) <u>住民</u>による自主避難</p>	<p><u>10</u> 避難対策 (1)～(3) (略) (4) <u>住民等</u>による自主避難</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、住民は、市町村長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>8 交通の制限 (略)</p> <p>9 広域的な調整 (略)</p>	<p>特定の地域において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、住民等は、市町村長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>11 交通の制限 (略)</p> <p>12 広域的な調整 (略)</p>